

平成 27 年 9 月 30 日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

総務常任委員会
委員長 岩井 秀一

委員会審査報告書

総務委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第 110 条の規定により報告いたします。

記

第 63 号議案 古賀市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び関係法令の施行に伴い、新たに特定個人情報の取扱いについて定めるため、条例の一部を改正するに当たり、市議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

議案の要旨、意図は次のとおり。

- 1) 改正前の古賀市個人情報保護条例において個人情報の定義に含まれなかった、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報等であっても、それに個人番号を含むときは、特定個人情報として条例上の個人情報に含まれるようになること。
- 2) 特定個人情報の取扱いについて、目的外利用については生命、身体又は財産の保護のため緊急に必要な場合のみ認められること。また、収集及び提供については、番号法に規定された場合のみ認められること。
- 3) 実施機関の定義については、市長、教育委員会等を指し、改正前と変わらないこと。
- 4) 安全管理規程の作成は、年内を目標に行うこと。
- 5) 社会保障・税番号制度の概要に関する窓口は人事課であり、市民からの問い合わせには、内容によっては国のコールセンターの紹介等も行いながら対応していく予定であること。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり、可決すべきものと決定した。

第 64 号議案 古賀市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

古賀市消防団の機構改革に伴い、条例の一部を改正するに当たり、市議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

議案の要旨、意図は次のとおり。

- 1) 消防団組織の中に、広報・啓発・予防活動の充実を目的とした、分団長以下 10 名を定員とする女性部を新たに創設すること。
- 2) 女性部は、本部直属の分団とすること。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり、可決すべきものと決定した。

第 65 号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正するに当たり、市議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

議案の要旨、意図は次のとおり。

- 1) 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、年金の名称等について、文言の整理を行ったこと。
- 2) 地方公務員共済組合法等に基づく共済年金について、現に給付対象である者については法に経過措置が設けられたことから、改正条例の附則においても、その内容を規定していること。

【意見】

なし

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり、可決すべきものとした。